



次に、この法律案のおもな内容について御説明申し上げます。

第一に、事業団の組織等につきましては、政府及び民間出資の法人とし、その資本金は、日本蚕繭事業団及び日本輸出生糸保管株式会社から引き継ぎます資本金と、養蚕業者が組織する農業協同組合等及び製糸業者の出資金を合計した金額とするともに、必要に応じて資本金の増加ができることとしております。役員の数及び任免、運営審議会等につき所要の規定を設けております。

第二に事業団の業務に関する規定であります。まず業務の範囲につきましては、生糸の買入れ及び売り渡し、委託による乾繭の売り渡し、加工、生糸との交換等を行なうほか農林大臣の認可を受けて、繭または生糸の生産流通の合理化をはかるための事業に対する助成事業を行なうことができることとしております。

なお、生糸の買入れ及び売り渡しにつきましては、事業団はあらかじめ農林大臣の認可を受けて買入れ価格及び標準売り渡し価格を定めることとしておりますが、これらの価格は、繭糸価格安定法の最高価格と最低価格の安定帯の範囲内において、生糸の生産条件及び需給事情その他の経済事情から見て、適正と認められる水準に生糸の価格を安定させることを旨として定めることとしております。また、事業団が生糸の買入れを行なう場合には、出資者たる製糸業者からの申し込みにより買入れるのでありますが、当該製糸業者は、繭の生産条件及び需給事情その他の経済事情から見て、適正と認められる繭糸水準の表現をはかることを旨として事業団が定める基準繭糸を保証する業者に限ることとしており、これによって適正な繭糸水準の維持をはかることとするよう配慮しているものであります。

第三に、事業団の業務及び会計につきましては、事業計画、予算等についての農林大臣の認可、借入れ金等について所要の規定を設けております。

その他の規定といたしましては、繭の売買取引

が基準繭糸に達しない価格で行なわれるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、農林大臣は製糸業者に対し、繭の買入れに当たって基準繭糸以上の価格によるべきことを勧告することができる旨の規定、事業団に対する農林大臣の監督、罰則等の規定等を設けております。

以上のほか、附則におきまして、事業団の設立に關し必要な手続規定、日本蚕繭事業団及び日本輸出生糸保管株式会社の解散及びこれらに伴う経過規定、関係法律の一部改正等の規定を設けております。関係法律の一部改正のうち、繭糸価格安定法の一部改正といたしましては、政府は、輸出適格生糸を確保するため必要があると認めるときは、事業団が買入れ保管する輸出適格生糸のうち、政令で定める期間を経過してなお保管しているものを買入れの旨の契約を締結することができることとしております。

以上がこの法律案の理由及びおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(仲原善一郎君) それでは、ただいま議題となつております二法案について、一括して質疑を行なうことにいたします。

質疑のおありの方は、御発言を願います。

○八木一郎君 私は、本法の提案が、今日まで三たびの国会を通じて審議に入ることまでの経過についてはよく承知しておる立場におります。したがって、すみやかに本法の通過成立をはかりたいという意欲的な立場から、若干の質問を試みたいと思つております。

私は、蚕糸業は目下重厚大時局に当面しておると思つております。そこで、政府蚕糸当局は、この認識についてどのように見ておるかという、この点を最初伺いたいのであります。

今月の十三日の朝のNHKのテレビ放送でも、先月の生糸の輸出は、わずか七百七十六俵で、戦前戦後を通じて最低を記録しました。また、年間を通じて、一万六千俵程度と、去年のおよそ半分に減り、これまでの最低になる見通しです。生

糸は、戦前一年間に五十八万俵も輸出され、日本の輸出総額の三六%も占めていたが、このように輸出が減つたのは、生産量の九〇%までが、訪問着などの高級和服を中心とする国内の需要に向けられ、業者の輸出意欲がなくなつたこと、また、中共や韓国などの割り安な生糸が、アメリカやフランスなど、日本の伝統的な市場に進出したことなどによるものです。このため農林省では、このままでは、日本は生糸の輸出市場を失うことになるかと心配しており、輸出対策を検討することにしてまいつたという、この放送を聞いた国民は驚き、かつなぜこのような事態になつたかということとを深刻に考えさせられておるのであります。

蚕糸業は近い将来輸出産業ではなくなるかもしれぬ。蚕糸業が輸出産業として養蚕農業、製糸工業、貿易商業と、農・工・商各部門を通じて国民各階層の御支援を得て、シルク日本の世界的な名声を博し、国民経済の発展や国民生活の向上に寄与してきたのであります。そこにはうるわしい伝統と歴史があるのであります。事ここに至り、政府はこれからの蚕糸業は国内産業として育成指導するのか、それとも万難を排して徹底的に輸出産業として発展させていくのか、政府の基本的な考え方を、国民の前に率直明快にまずお答えを願いたいと思つております。

○政府委員(後藤義隆君) 最近の製糸の輸出事情を見ると、国内需要が活況を呈し、これに伴つて国内糸価が高水準に推移しつつあること、また、中共並びに韓国等の製糸が安値で、国際市場に進出したこと等もあつて、不振をきわめております。しかし、国民経済の上から輸出振興は重要であります。また、国内養蚕農家の経営の安定をはかる見地からも、海外需要の維持、開拓はどのうにしても必要であります。政府といたしましては、今後ともわが国蚕糸業を輸出産業として育成することに努めてまいりたい所存でございます。

○八木一郎君 次に、私はあらかじめ資料要求をしており、すでにその提出をみておりますので、

時間を節約し、その資料のうちで特にただしたい点を申し上げてみます。

お手元に配つていただいております要求1の資料、そのうちの①表によりますれば、最近十年間の内需の足取りは、年に十八、九万俵、総生産高の三十万俵の六割程度であつたものが、三十八、九、四十年と年々ふえてまいりまして、ついに内需が九割を占め、輸出はわずかに一割の線を切れ込むかもしれないという情勢に迫つております。

他方、この資料の②表により、海外市場の状況を見てみますと、前年対比で半減、欧州市場のごときは壊滅寸前に迫つております。一方、要求の2の資料に見ると、中共生糸の輸入の問題に当

面してあります。日本へ外国の生糸が入つてきたのは歴史的に非常に刮目されてゐる事実であります。先月はわが国生糸の輸出高をオーバーするほどの糸が入つてきておるのであります。政府はこれらの情勢に対処して、腹を据えて、ほんとうにいまおっしゃつたようにがんばれば、海外市場の奪還を自ずから蚕糸輸出振興施策が伸展していくのだという自信があるかどうか、具体的に述べてもらいたいのであります。要求4の資料では、緊急措置の必要性はよくわかりませんが、この資料を読んでみますと、可能性についての実行具体策に乏しいように見えますので、時間が許せば、突っ込んだ三、四の点をさらに答弁を受けた後にお伺いすることにいたします。なお、要求の資料によりまして、海外事務所活動の状況を詳細に知ることができました。詳しく御報告をいた

いたこれを吟味いたしました私の感覚では、政府が輸出増強に施策の重点を指向するという決意があるならば、それは旧来の政府、絹業協会の行なつてきた宣伝事業は、特に海外宣伝事業はマンネリ化したように見受けられます。そこで、絹業協会に対する国の予算を活用しまして、今回新たに設立する事業団の別働隊ともいふべき機関の一つとして、生糸輸出振興会、まあかりにこつち名前をつけますが、このような機関を設けて、養蚕製糸を主体とする事業団の役員がこの業務を執

行し、現地の活動員は貿易商社の役員の出向を求め、これらの適材を迎えて、機動的にあつせん活動に乗り出していただくこととし、この協会の主力を輸出増進において、直接生糸の輸出あつせん事務を行ない、日本生糸の海外市場を奪還する積極的な活動を開始する用意があるかどうか。この機構は、ジェットロと自転車輸出振興会海外事業部の場合より得たヒント、その他の私の調査いたしました結果に基づいて、当局においてはずみやかに御検討の上審処されたい。直ちに実行の決意があるかどうか、右に關する蚕糸局長の所感を伺っておきたいと思ひます。

政府は、本年四月十六日に、蚕糸業振興審議会の答申を受けて今日にきております。四月以来今日まで長い期間この答申を受けつばなしでありましたけれども、一体何をどのように進めていこうかという意図を持っておられるか、この点もお聞かせください。

次に、もう一点伺います。最近における内外蚕糸情勢の変化、特に中共生糸の輸入問題などに対応いたしました、私思ひますに、世界の蚕糸生産国が提携協力して、生糸の潜在需要を喚起するような國際的にも対処する道があるのではなからうか、適当に措置することが必要ではなからうかと思ひます。たとえば、アジアの蚕糸諸国が、友好を深め、技術を交流し、ともに携えて世界の生糸市場における潜在需要を喚起するということにとめるなど、國際的にも対処する方途があるかと思ひます。また、生糸の輸入につきましても、糖備安定法により、わが國農産物の甘味資源を保護しているように、生糸も入管の関門でタッチするような方式で、輸入税ブラスアルファの徴課金をとるといふような措置を考へられやせぬかと思ひます。当局では、輸入が自由放任されておる生糸に対し、何らかの適当な具体策について検討しておる事実があればお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(丸山文雄君) 御質問の第一点の、輸

出体制についての問題でございますが、輸出問題につきましても、たゞいま御質問の中にもお触れになりましたように、事業団構想というものについての關係者の御研究のときに、同時に、一つの方法として提出されておるものがあるわけでございます。その後、まあわれわれといたしましては、輸出体制につきましても、現在検討いたしております。まあその中の当面の問題というものについては、遠からず具体化したいと思つておるわけでございますが、問題は、御存じのとおり、その答申の趣旨にありましても、国内価格とそれから輸出価格の差を、關係業界、場合によれば政府も含めまして、差額を補充するような方法で輸出の促進をしたらどうかという点でございます。この点につきましても、当然のことながら、いろいろの時の糸備にもよりましても、業界の負担も伴なうことであり、従来の検討の結果では、まだ關係業界ともに、何ぶんにも御指摘のとおり、国内価格が非常に高くて、国内で十分売れるという、当然のことながらそういう認識があるもんですから、なかなかそこまで踏み切る事態にはまだいっておりません。しかしながら、とにかくその本格的な対策といたしましては、これは若干時間をかけることにいたしました。これは若干四十生糸年度の残り、つまり来年の一月から五月末になるわけでございますが、その間におきまして多少は手ぬるいにしても、何らかの方法でこの減つてきた輸出を漸次回復する方法ということで現在やや成案を得たものがございますので、年が明けましたならば至急業界に提示いたしまして、できるだけその改正の一つの骨子になるような方向で話をまとめていきたい、こう考へております。

それから第二点につきましては、絹業協会の問題があると思ひますが、絹業協会につきましては、御指摘のとおり、実質的に十年ぐらいたつておりまして、ややマンネリズム化しておるといふことにつきましても、御指摘のとおりわれわれも考へております。たゞいまいろいろ各種の例を示したくましまして、今後の方向を示唆して

だいたわけでございますが、現地ニューヨーク、リヨン、それから日本の本部、こういうものにつきましても、今後のあり方につきましても、大ざっぱな方向といたしましては最近一つの方向が出ておりますので、今後御質問の趣旨も体しましてできるだけ新しい角度から輸出振興に直結するような方向で進んでまいりたい、こういうふうな考へております。

それから第三点の、輸入体制の問題につきましては、これも御存じのとおり、現在輸入防遏と申しますといささかオーバーでございますけれども、生糸につきましても、関税が一五%かかっております。それから繭につきましても一キログラム当たり百四十円か百五十円、正確な数字はちょっと記憶いたしておりませんが、百四十円ないし百五十円の関税がかかっているはずでございます。それと輸入の実態といたしましては、日本のいわゆるいい生糸と競合するようなのは現在のところまだ入っておりません。いわば一例を申し上げますと、たとえば、着物の裏地であるとか、あるいは帯であるとか、あるいはネクタイであるとか、そういうものに使われるもの、まあ日本の格づけからいいますと格外に属するものでござい

ます。これは大体日本の繭の品質から見ますと、今後なかなか国内的にも、ある面から見ますと国内では生産されないような悪いものではござい

ますが、しかし、需要はむしろあるわけでござい

ます。現在はそのような状況でございますので、いままでの数字そのものを見た場合には、それほど國內産業にたいへんな打撃を与えるというほどの認識には立っておりませんけれども、一般の空氣あるいは今後の問題を考へますと、御質問のような問題があるかと思ひますので、それにつきましても今後の成り行きを見まして、場合によれば将来蚕糸事業団の機能等も拡充の必要があるといふような事態にも立ち至るかも知れません。そういう角度から十分に御指摘の点につきましても研究を進めてまいりたい、かように考へます。

○八木一郎君 政府、農林省は事業団に十億円追

んでおるのだということも国民に了解していただくために、百万言の説明を聞くよりも、この一つの公的事実の履行を期待しておると申しても過言ではないと思うのでありますが、本件をどのよう

るが、これは非常に大切なことだと思ふのです。特に、輸出振興に重点を指向して、海外の市場を奪還しよう、積極的に乗り出そう、これだけの気

糸輸出事業に携わる人のつなぎは、その停止的な措置のためにやれなくなりかねないことであるから、これは親心を持って考えなければならぬ

て、こういう考慮があつて当然だと思ふのでございませうけれども、一体どうなつてゐるかとい

かも言明をいただきたいと思ひます。○政府委員(後藤藤隆君) たいまお話もありましたように、当時の福田農林大臣から御趣旨のよ

一つは、取引所の問題です。生糸が輸出不振となつて、外国生糸に海外の市場を奪われておるば

次に、保管会社の問題ですけれども、輸出生糸保管会社が生まれたときの、あれをつくつたとき

○政府委員(丸山文雄君) 第一点の、取引所の問題、それから取引所の操作にからみます製糸工場

○八木一郎君 この問題は、衆議院の審議過程におけるやり取りも吟味させていただいておられます

御説明のとおりです。しかし、取引所の生糸相場を動しておる仕手関係、投機的な市場攪乱の裏に

御説明のとおりです。しかし、取引所の生糸相場を動しておる仕手関係、投機的な市場攪乱の裏に

御説明のとおりです。しかし、取引所の生糸相場を動しておる仕手関係、投機的な市場攪乱の裏に

いつておきます。それにかみまして、そういう状態のときには、当然製糸会社のほうがまあ売りに出てまいりますれば、売りつないでまいりますれば、具体的に物が市場に出るのでございまして、いわゆる取引所に対するヘッジ作用ということで売り手の促進になるわけでございますけれども、現在でも、現物を取引所に提供した場合におきましては、製糸会社のほうからは金を取らないという事はいたしてあります。ただそれ以外の場合、現物とは無関係に売りつなぐという場合におきましては、これは一体そのものが製糸会社からきたものであるか、あるいは一般のいわゆる大衆と申すか、そういうものからのものであるかということについて、取引所自体におきましても、現段階においては、なかなか区別する技術的な問題が、非常に困難な状態になっておるわけでございます。まあこれも、もし現実の仲買人その他のを通じて何らかの明確にできますならば、御説明の方法も、まさにその市場に対する現物の出回りを促進するという意味で、非常に検討の価値ある問題と思っておりますので、なお検討の時間を与えていただきたいと考えるわけでございます。

それから、二番目の現在の輸出生糸保管株式会社が持つておる生糸、これは全部、ほとんど大部分が政府に肩がわりしてございまして、今回放出しましたのは政府手持ちということで放出されておるわけでございますが、大体この放出は、本年十月ごろ、相場が高くなってきましてから始まりまして、現在、その当時七千八百俵前後持っておりましたのが、累計で、昨日現在くらいのところでは六千五百俵ぐらいが市場に放出されております。これは、現在の制度で申しますと、安定法の趣旨におきまして、最高価格で買入れの申し込みがあれば売るといのがまず前提でございます。ですから、ここだけを見ますと、とにかくいろいろ条件をつけるのは非常にむずかしいということになっております。ただ、まあもう一つ、輸出適格生糸の場合には輸出になるような売り方をしてもよろしいという二つの条文があるわけござい

ますが、まあこの二つの条文をいまから見合わせまして、われわれとしましては、最高価格で申し込みがあった場合には、これはどのみちはやらざるを得ませんけれども、売り方に優先順位をつけまして、申し込みが競合した場合においては、とにかく輸出になることを第一条件、それからその次には絹織物として輸出するものを優先させる。それから第三番目には輸出絹織物の加工をするものを優先させる。そういうまあ順位をつけてございまして、それによって売り渡しておるわけでございます。実績から見ますと、先ほど申しました、十月からの累計六千五百俵中、大体半分ぐらゐは第二次優先順位ないし第三次優先順位で、つまり輸出に何らかの関係があるというものの数字が、大体三千五百俵ぐらゐになっております。現状はそういうことでございます。あと、それからよって来たるもうけでございますが、これはただいま申しましたように、保管会社から政府が引き取りまして、政府が売ったものになるわけでございます。こまかい計算は、それぞれの価格その他違いますので、全部分析してみなければわかりませんが、おそろくは四億六、七千万ぐらゐの益になるのではないかとこのように考えております。

この益はどうなるかと申しますと、糸備安定特別会計法によりまして、これは積み立て金として積み立てまして、それでその次にまたそういう買入れに出るときは資金になるためまゝになっておられます。したがって、保管会社自身が直接売れる制度になっておられますれば、その保管会社が事業団に吸収される場合に、この益をどうするかという問題起きますけれども、一ぺん政府の会計を通るものでございまして、あくまでも政府の金として経理されまして、ただいま申しましたように、特別会計の益金として積み立て金に回る、こういう現状になっております。まあそういう意味におきまして、事業団に保管会社からそのまゝ利益が回るといことは、現在の制度では困難でございますし、むしろ今後こういう政府の特

別会計に益金が出た場合に、それを一体どういう形で融資なり何なりに、政府の予算として回すかということが問題になるのではなからうかと、こういうふうにご考慮しております。

それからもう一点、購置資金の問題を中心に御質問でございますが、今度の事業団がございすれば、蚕繭事業団の益金はこれは引き継ぎます。そういう関係で、お話しございましたように、蚕繭事業団といたしましては、まあお配りしてあります資料の二十二ページにも書いてございしますが、またお話しのとおり、いろいろ巡回指導施設あるいは稚蚕共同飼育室、桑園整備機械、乾繭施設、桑園の設置事業というようなものに蚕繭事業団として益金を助成してまいりました。今後は、大体はこの種の事業も、大体われわれといたしましてはほぼ一段落ついたのではないかと申すことがありますが、今後できるだけ、特に新事業団につきましては、養蚕の経営の安定のみならず、輸出の振興ということも目的にしておられますので、そういう輸出振興対策に関連するような方法で、できるだけ益金を活用してまいりたいというように考えております。具体的に、御指摘の点も一つの案だと思っております。その点につきましては、いろいろな案を総合いたしましてまた最終的な結論を出したい、こういうふうなことに考えております。

○八木一郎君 いまの最後の御答弁ですが、できるだけ新しい事業団についても、事業団自身が生み出す収益経理、あるいは今回のような手持ち保管生糸、繭の処分益、そういうものが生じた際には、できるだけというのではちょっと不確実ですが、その必要性をお認めいただければ、これを可能にするには、法律改正に及ばなくてもできそうにも思えるのですが、まあ早い話が、私は、輸出適格生糸を五千五百円になったからするずるべつたりに出してしまおうというのでは、価格操作の意味は何もない。このときこそ、今回設立する事業団は、どこまでも過熱防止の操作を考慮して取り扱うような運営をしてもらわなければいかぬと思うのですが、これは済んでしまったのですから、まあ済んでしまったことを言ってしまう方がないですから、この浮いた金が四億もあれば、先ほど政務次官からお答えをいたしておるように、十億——政府の不信にならうかどうかというところでは、そういうこともあるのですから、もつとこれは努力すれば、当局の努力によれば、あげて輸出振興重点、かつ、その集中的なものを見て、またそれに向けてということ、善処できそうに思いますが、いかんともなすがたいと、こう消極的に役所が金庫番をしているような気持ちでこの問題の処理に当たられては、これは困るかと、こういうふうにご考慮のすがいかかでございますか。

○政府委員(後藤義隆君) 御趣旨はごもっともでございますが、現在の法律制度でもって直ちにこれが事業団のほうに繰り入れができるかどうかというのも非常に問題だと思っております。十分それは検討してみまして、それから先ほどお話しがありましたように、いまこういうふうな事業団の行為によって利益を得たときに、直ちにこれが事業団の資金とすることがいかどうかというところも十分検討してみますが、もしそれで足りなければ、政府がそれに対してそれ相当のものを出資の形ですれば、あるいはまがりなりにもいけるんじゃないかというように考えられますから、その辺のところはよく検討してみたいと思っております。どうぞ御了承をお願いいたします。

○八木一郎君 現に蚕繭事業団——現在の事業団です、これが設立のときにやはり無理だというわけで、法律は通した、運用してみると果実が一億も二億も生みますから、これは事業振興のため、特に養蚕家の預かった金が十億借金があるんだからこれを使ったらどうかという政治配慮によって、これを今日では幾らかくずして、いま御説明のようにしているわけですね。ですから、この事業は新しい事業団に当然引き継ぐとこれは了解していいわけですね。そうしますと、この保管会社の事業を八千万ということにした、出資を三千万政府はこちへ入れる、五千万は製糸会社の出

資としている。その機関の活動によって生じた金も、これはどうもちょっと紙一重だけれども、新しい事業団ができるのが少しおそいから引き継ぐことは相ならぬという事は、そういうしやくし定木ではやはりいかぬと思うのです。農民大衆の金が、当時の福田農林大臣のいきさつの問題がなければ言いませんけれども、そんな大きないきさつがあるのには見送るという事は、私は蚕糸事務局の怠慢だと、こう思うのですが、これはいかなるくふうと努力をしても、いま申し上げるような政治配慮もこれあり、ぜひ実行をする決意の上でひとつお引き取りいただくということをお願いいたしまして、次の問題を申し上げて、私の質疑を終わらさせていただきます。

今日の生糸はまた六千円にも差し迫ろうとしている。土曜日はたしか五千八百円にいつている。きょうは幾らか聞いておりませんが、こういふような非常な値が通常、いま大臣の説明の中で言われていることではわかりにくいのですけれども、常識的にいえば、キロ五千円中心だ、下が四千円、上が四千五百円だ。五千円なら安定した形で全世界の市場に出せまよとということ、その点、蚕糸局長は胸を張って言っているんです。それだけ責任があるのです。その五千円が六千円に近づこうというんだから、もう最高値をオーバーしている。こういう事態がきておりますから、私は、三十三年大暴落の反動として、三十八年の六月にあの出現をしてきた、一度谷に落ち込んで山へ上がった、あの反動時を思い起こします。三十八年六月のあたりからまた谷が深くなってきた、こらでまた上がってきたという足取りを承知いたしておりますから、どうも皮肉なことには、この安定法を、事業団を設立するための法律を通過させようというきょうの事態はそういう事態なんです。だから山が高いという谷がある。山高ければ谷あり、これが常識でございますが、繭をつくる、額に汗して働く農民の立場からすれば、もう繭を出してしまつた。いかにしろとわれわれの繭は二千五百円で手を離れてい

る、いまなら三千円、三千五百円、もう千円も違っているということを目で見てるわけですが、そういうことを直すということが、事業増進のほかに、養蚕農家を守ってやろうという配慮もあるわけでございますから、私はこのうなぎのぼりに洗滌するような相場を見て、繭を手放した農家は、また来年の春、自分たちが蚕を飼う時分になると、今度は安くなつてくるだろう、だけれどこかてこを入れて何とかしておるんじゃないかというほどに過敏に神経をとがらして自分らの生業をいまやっているんです。こういうことを考えますと、これはなかなか容易でない仕事と取っ組みわけです、実際に。しかし、やらねばならない必要性が非常に高いから、これをぜひ可能な状態に持っていくという安定努力というものは、これはいわば過去の三十五年以後の足取りと思ひ合わせますと、口では簡単に言えますが、実際の政府の生糸輸出施策をやっていくのは容易でないと思ふ。こういう容易でない蚕糸業界には、やはり平穏なときはほとんどないのです。今日の状況を言えば、もう予想以上に、二千円台の繭が三千円台になった。そうして売れて売れてしかたがない内需だが、ふところがあたままるといふことだけを見ると、天気晴朗でございますが、また波は高いと思ひます。天気晴朗なれど波高しという時点にあると思ひます。これを乗り切っていくことは、私は事業団の人の問題だと思ひます。事業団という蚕糸丸を運転してくれる船長は一体どういふ人が出て来るかということに結局一すると思ふ。

けさも熱心な同僚議員の二、三の方から特に私にそういう注文をつけられました、私もそのように考へておりますが、十六条で理事長は農林大臣の任命、そうして監事も大臣の任命、理事は大臣の認可を受けて理事長が任命、官選したいわゆる役員によつてこの蚕糸丸は航海を始めたいわけですが、この事業団は全体としては役所的な機構にならざるを得ないことは了とします。しかし、消極的にその日暮しの事なかれ主義の役所の

ような気分の人が入つて働いておつたのじゃ、これは目的が果たせぬと思ひます、極論すれば。こゝういう意味で安定法や事業団法、あるいは保管会社というところに働いてる人は、私は決算委員会のほうで調べてまいりましたが、これを調べてみますと、こゝに資料もありませんが、直接関係のある蚕繭事業団、直接関係のある輸出生糸保管会社、直接関係のある繭糸価格——従来の安定法の特別会計、こういうような人事、人のつながりのために、私は少し見当が違った人がやっていると、いふ言ひを言ひざるを得ない。海外の輸出生糸事務局にしても、いま絹業協会の事務所ですが、そこで国の補助によつて働いている。これはやはりその日暮しの、そう言つちゃ悪いが、事なかれ主義で、勇退をした、退職した人がやっています。そうでなく、海外の人は輸出商かエキスパートで生きている人に向つてもらつて、そうして費用もノルマで出して、そうして自動車振興会のように、私は申し上げておりますが、あるいは今度でいいつたように切りかえるか、あるいは今度でいい事業団設立の人事についてもこの考慮を払うとすると、これは任命権がございますから、法律を通じてしまつと、これは大臣の権限だということ、行政権でみんな任命してきめていくということとは残念だと思ひます。もうこゝまでできているのですから、蚕糸業の事態が重大なところにいるるので、この点はひとつ農林省の退職の局長、課長という方がこういうところに——私の友だちも五、六人いるのですが、その人たちがどういふ言ひを言ひませんが、制度そのものが消極的に、金の番をしてるような消極的な形で監督を非常に厳重にしている。しかし、積極的な手を打たにやならぬ仕事があるというのですから、事業団の別働隊、事業団の外部団体というものに——これはできると思ふのです——そういうもので実質的にはひとつ運用の妙によつてやっていたら、公務員を——公職を去つた、勇退した方のおぼた捨て山だんと世間から言われぬように、今度は事業団の人事についてはぜひひとつ、せつ

くこゝまで——いままでもないことですから、蚕糸製糸が一体になつて、気持ちをつ一つにしてやろうと立ち上がつて、金まで出して、政府の公的支出があるにかかわらず、みずから政府と同額を出して事業団の設立を期待しておるといふ、こういう真剣な取り組み方に対して何とかが御配慮を願いたいということが、私はこのためには、何と申しますか、重要事項も積極的に措置し得る資格者を選任することが絶対必要だ。それで、もう運営委員会を、十五人も置いて、そうして公議をしておる。輸出振興問題を会議しておる。もうずつと、四月から答申をして一向進まない。進まないわけです、利害対立するわけですから。売り手と買い手です。どなたが売り手で、買い手——みな蚕糸業の中であつておるのですから、そこを切り開いていくのですから、どうかひとつ、この人事は天下国民の中から広く有能な人材を求めて、適切に満な運営が信頼を得てやれると、こういうことに遺憾なきを期していただきたい。そうして高い次元で、世界的な視野からも、アジアの諸国とも技術交流その他友好関係を保持しながらこの蚕糸業をやつていくと、こういう配慮のほどを強く、きつく指摘をいたしまして要望をし、この問題に対する決意を伺ひまして、私の質問は終わります。

○政府委員(後藤藤隆君) 事業団の役員的重要性につきまして、ただいまいろいろ話を伺つてみました、なるほどそのとおりでありまして、私は、今度できますところの事業団の役員は、よほど慎重な態度できめなければいけない。これはもちろん適材適所ということでありまして、だけれど適材であるかというようなことは、よほどこれは考へなきやいかぬということを、さらにいまそういう意を強ひたいと思ひましたから、特にその点につきましては注意してやつていきたいと思ひます。どうぞ御了承願ひます。

○渡辺勤吉君 若干の資料要求をします。昨年の九月に、臨時行政調査会で各般にわたる行政についての意見を出しておりますが、その中で、現在提案されておる二つの法案に関係のある

部分について、抜粋して資料として御提出をお願いしたい。

それは第一は、行政機構の統廃合に関する意見、この中に蚕糸系局その他のものが意見として出ております。その部分だけでけっこうですから、抜粋した資料の提出を第一。

次は、同じく臨時行政調査会で、公社、公団等の改革に関する意見で、この蚕糸事業団について触れております。そういう関係のある部分を抜粋した資料、第二点。

それから、この蚕糸事業団、従来のこれの役員の名、経歴、現報酬、その一覧表を、第三点。第四点は、日本輸出生糸保管株式会社と同じく役員氏名、その経歴、現報酬。

それから、日本絹業協会、これも同様の内容の資料を要求します。

それから、この法律に基づいて施行せられる省令、政令案というものを、これをひとつ、出ておればあれですが、私ちょっと見たところないようです。その政、省令案というものを、それをお出し願いたい。

それから、全養連で、三十八年五月に発行しております「蚕作の安定と経営の合理化」という小さいパンフレットがありますが、これが委員に渡ってない。全養連のほうで手持ちがあれば、それをひとつ、これからの審議に貴重な意見等が出ておりますから、それを御提出をお願いいたしたいわけでありませう。

なお、かねてお願いしておいた日本絹業協会の過去三年の事業計画並びに報告書、こういうようなものも、まだ出ておらぬようでありませうから、これも明日までにひとつ——所管は通産省ですか、あればそちらのほうを通じて、委員長から提出をさしていただきたい。

それから、糸備安定特別会計の内容について、少しわかるような資料がほしいのでありますが、昭和四十年の蚕糸年鑑ですか、あれを見ますと、三十九年についての、この糸備安定特別会計についての詳細な解説があります。それを、四十年に

ついて、柱は四つありますが、糸備安定特別会計の予算案。

第二の柱は、予算の概要。歳入、歳出に分けて。第三の柱は、予算の実施上必要な措置として、六項目に分割して、内容がわかるようなものがほしいわけですが。

この予算の実施上必要な措置の第一点は、買入れまたは補助の契約の限度額。第二点は、糸備安定特別会計の資本。第三点は、生糸買入れ資金としての一般会計からの繰り入れ。第四点は、歳入、歳出予算の弾力条項。第五点は、証券の発行及び借入れ入金等の制度。第六点は、経費の交換の移項に関する特別措置であります。

大きい第四点は、糸備安定特別会計における事業の実施概要。

これをひとつ、あすまでに御提出をお願いしたいのでありますが、委員長、提出できるようにお取りはからいを願いたいと思います。

森中守義君 ちよっと委員長、追加。輸出入業者の会社名、所在地、代表者、それから農林省から海外に派遣されている出先国、派遣国、それからそれらの職員の所掌内容、それから十五ヶ審議会の二カ年間に及ぶ会議録、それだけ追加しておきます。

委員長(仲原善一君) ただいまの渡辺議員並びに森中議員、両議員からの資料要求の点、農林省のほうで、よろしゅうございますか。

政府委員(丸山文雄君) はい。

委員長(仲原善一君) それではあしたまで、ひとつ御苦労でも御提出願います。本日はこれをもって散会いたします。午後二時十分散会

十二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は十二月二十三日)

一、繭糸価格安定法の一部を改正する法律案  
一、日本蚕糸事業団法案

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案  
繭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。  
第九条の四の次に次の一条を加える。  
(輸出適格生糸の特別売渡し)  
第九条の五 政府は、生糸の価格の騰貴により生糸(生糸の加工品を含む。以下この項において同じ)の輸出が減少し又は減少するおそれがある場合において、生糸の輸出を確保するため特に必要があるときは、その保有する輸出適格生糸を一般競争入札の方法により売り渡すことができる。ただし、その方法によることが著しく不適當であると認められる場合においては、隨意契約その他の方法で売り渡すことができる。

2 前項の規定による輸出適格生糸の売渡しの価格は、政府による当該輸出適格生糸の買入れの価格にその保管に要する費用を加えて得た額を下つてはならない。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

日本蚕糸事業団法案  
日本蚕糸事業団法

目次  
第一章 総則(第一条—第十三条)  
第二章 役員等(第十四条—第二十七条)  
第三章 業務(第二十八条—第三十五条)  
第四章 財務及び会計(第三十六条—第四十三条)  
第五章 監督(第四十四条—第四十五条)  
第六章 雑則(第四十六条—第四十八条)  
第七章 罰則(第四十九条—第五十二条)  
附則

第一章 総則  
(目的)  
第一条 日本蚕糸事業団は、蚕糸業の経営の安定と生糸の輸出の増進に資するため、生糸の買入れ及び売渡し、委託による乾繭の売渡し等の操

作を行なうことにより、繭及び生糸の価格の適正な水準における安定を図ることを目的とする。  
(法人格)  
第二条 日本蚕糸事業団(以下「事業団」という)は、法人とする。

(事務所)  
第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。  
2 事業団は、農林大臣の認可を受けて、必要ない地に従たる事務所を置くことができる。  
(資本金)  
第四条 事業団の資本金は、附則第七条第二項の規定により政府から出資があつたものとされる金額及び附則第八条第一項の規定により出資される営業の価額並びに事業団の設立に際し次条各号に掲げる者から出資される金額の合計額とする。

2 事業団は、必要があるときは、農林大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。  
3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。  
(出資)  
第五条 次に掲げる者は、事業団に出資することができる。  
一 養蚕業者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会  
二 製糸業者(製糸業法(昭和七年法律第二十九号)第二条第一項の規定により免許を受けた者その他農林省令で定める者に限る。以下同じ。)  
三 製糸業者が直接又は間接の構成員となつている商工組合、商工組合連合会又は農林省令で定めるその他の法人  
第六条 事業団に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて事業団に対抗することができない。

(出資証券)

第七條 事業団は、出資に対し出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に關し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第八條 事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(出資者たる地位の喪失)

第九條 政府以外の出資者(第四十七條第一項及び第二項の規定を除き、以下単に「出資者」という)は、その持分の全部の譲渡しによつてのみ出資者たる地位を失うことができる。

(持分の譲渡)

第十條 出資者は、事業団の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 第五條各号に掲げる者でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

(登記)

第十一條 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十二條 事業団でない者は、日本蚕糸事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十三條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員等

(役員)

第十四條 事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第十五條 理事長は、事業団を代表し、その業務を總理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を輔佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第十六條 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)

第十七條 理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第十八條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員解任)

第十九條 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前條の規定により役員となることができないうちに該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第二十條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の理事にあつては、農林大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十一條 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第二十二條 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任命)

第二十三條 事業団の職員は、理事長が任命する。

(運営審議会)

第二十四條 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に關する重要事項を調査審議する。

3 運営審議会は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。

第二十五條 運営審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、事業団の業務に關し学識経験を有する者のうちから、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。

4 第十七條第一項ただし書及び第二項並びに第十九條第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

(役員等の秘密保持義務)

第二十六條 事業団の役員若しくは職員若しくは

運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員公務員たる性質)

第二十七條 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十八條 事業団は、第一條の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 生糸の買入れ及び売渡し(第三号の委託による売渡しを除く)を行なうこと。

二 委託を受けて、乾繭を売り渡し、加工し、又は生糸と交換すること。

三 前号の委託による加工又は交換に係る生糸を当該委託をした者からの委託を受けて売り渡すこと。

四 前三号に掲げる業務に伴う生糸又は乾繭の保管を行なうこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

2 事業団は、前項の規定により行なう業務のほか、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、前事業年度における損益計算上の利益金から積み立てられた積立金に相当する金額に政令で定める率を乗じて得た金額の範囲内、繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業に対する助成を行なうことができる。

3 事業団は、前二項の規定により行なう業務の遂行に支障のない範囲内、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、生糸の流通の円滑化を図るための生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務並びにこれに附帯する業務を行なうことができる。

4 第一項第一号及び第二号に掲げる業務は、次条から第三十三条までに定めるところにより行なうものとする。



(生糸の買入れ)

第二十九条 事業団は、出資者で第五号に掲げるもの又は出資者で同条第三号に掲げるものの直接若しくは間接の構成員たる製糸業者の申込みにより、その申込みをした者の製造に係る生糸（他に委託して製造したものを含む。）を第三十四号第一項第一号に掲げる買入れ価格で買入れることができる。

2 事業団は、農林省令で定めるところにより、前項の規定による生糸の買入れに当たつて、その相手方との間に、その買入れ後政令で定める期間を経過するまでは、その者の請求により、当該生糸をその買入れの価格に相当する額にその保管に要する費用を加えて得た額で売り戻す旨の約定をしなければならない。

3 事業団が毎事業年度第一項の規定により買入れることができる生糸の数量は、政令で定める数量を限度とする。ただし、事業団が同項の規定により買入れ保管する生糸を当該事業年度に売り渡した場合（繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）第二条又は第九条の二第一項の規定による政府の買入れの契約に基づいて売り渡した場合を除く。）には、当該政令で定める数量に当該売渡しに係る生糸の数量（その数量が当該政令で定める数量をこえるときは、当該政令で定める数量）を加えて得た数量を限度とする。

(生糸の売渡し)  
第三十条 事業団は、前条第二項の規定に基づき売り戻すほか、同条第一項の規定により買入れて保管する生糸（その生糸に係る第三十二条第一項の規定による買換えによつて保管する生糸を含む。）のうち前条第一項の規定による買入れ後同条第二項の政令で定める期間を経過してなお保管しているものを売り渡すことができる。

2 事業団が前項の規定による売渡しをすることができるのは、繭糸価格安定法第二条又は第九条の二第一項の規定による政府の買入れの契約に基づいて売渡しをする場合及び生糸の価格が

第三十四号第一項第一号に掲げる標準売渡し価格をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に限り、第一項の規定による売渡しをする場合においては、繭糸価格安定法第二条又は第九条の二第一項の規定による政府の買入れの契約に基づいて売渡しをする場合を除き、政令で定めるところにより、一般競争入札の方法によらなければならない。ただし、その方法によることが著しく不適當であると認められる場合において、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、随意契約その他の方法によることができる。

(生糸の買入れ又は売渡しをしない場合)  
第三十一条 事業団は、次に掲げる場合には、第二十九条第一項の規定による買入れ又は前条第一項の規定による売渡しをしないものとする。

一 第二十九号第一項の申込みをした者について、その者が第三十四号第一項第二号に掲げる基準繭価に達しない価格で繭を買入れ又は買入れられるおそれがあると認めるとき。

二 前条第一項の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行なわれたと認めるとき。

三 その他農林省令で定める理由があるとき。

(生糸の買換え)  
第三十二条 事業団は、第二十九号第一項の規定により買入れて保管する生糸の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、同条及び第三十条の規定にかかわらず、これを同一の種類及び数量の生糸に買換えすることができる。この項の規定による買換えによつて保管する生糸についても、同様とする。

2 前項の規定による買換えのための売渡し及び買入れは、同時期に行なわなければならない。  
(乾繭の売渡し等の受託)  
第三十三条 事業団は、繭の売買取引が次条第一項第二号に掲げる基準繭価に達しない価格で行

なわれるおそれがあると認められる場合には、農業協同組合連合会の申込みにより、乾繭を売り渡し、加工し、又は生糸と交換すべき旨の委託を受けることができる。

2 事業団は、前項の規定により委託を受ける場合には、次条第一項第二号に掲げる期間ごとに、繭の価格が同号に掲げる基準繭価を下つて低落することを防止することを旨として、当該委託を受ける乾繭の数量の限度を定め、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 事業団は、前項の承認を受けた数量の範囲内でなければ、第一項の委託を受けることができない。  
(標準売渡し価格等)  
第三十四条 事業団は、次の各号に掲げる価格を、当該各号に掲げる期間ごとに、当該期間の開始前に定め、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 標準売渡し価格及び買入れ価格 農林省令で定める期間  
二 基準繭価 春蚕繭及び夏秋蚕繭のそれぞれ掲立ての時期から出荷の時期までを基準として農林省令で定める期間  
三 前項第一号に掲げる標準売渡し価格及び買入れ価格は、繭糸価格安定法第二条の最高価格をこえずかつ同条の最低価格を下らない範囲内において、生糸の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる水準に生糸の価格を安定させることを旨として農林大臣が定める生糸の価格（以下「基準糸価」という。）を基準として定めるものとする。

3 第一項第二号に掲げる基準繭価は、繭の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる繭糸水準の実現を旨として、基準糸価を参照して定めるものとする。

4 基準糸価は、繭糸価格安定法第四条の規定により同法第三条第一項の標準生糸の最高価格及び最低価格を定める際、あわせて定めるものとする。  
5 農林大臣は、基準糸価を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを事業団に通知しなければならない。  
6 農林大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その認可に係る標準売渡し価格及び買入れ価格並びに基準繭価を告示しなければならない。  
(業務方法書)  
第三十五条 事業団は、第二十八号第一項から第三項までに規定する業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

3 事業団は、第一項の規定により農林大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る業務方法書（変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る部分）を出資者に送付しなければならない。

第四章 財務及び会計  
第三十六条 事業団の事業年度は、毎年六月一日に始まり、翌年五月三十一日に終わる。  
(事業計画等の認可)  
第三十七条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第三十五条第三項の規定は、前項の規定による認可を受けた場合に準用する。  
(財務諸表)  
第三十八条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、これを、出資者に送付

するとともに、農林大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を出資者に送付し又は農林大臣に提出するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添へ、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十九条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第四十条 事業団は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができ、前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。(余剰金の運用)

第四十一条 事業団は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

- 一 国債その他農林大臣の指定する有価証券の取得
二 銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十二条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(農林省令への委任)

第四十三条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第四十四条 事業団は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第四十五条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(罰の価格に關する勸告)

第四十六条 農林大臣は、罰の売買取引が第三十四条第一項第二号に掲げる基準価格に達しない価格で行なわれるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、製糸業者に対し、養蚕業者(養蚕業者が直接又は間接の構成員となつて

なつている農業協同組合又は農業協同組合連合会を含む。)から罰を買い入れるに当たつては同号に掲げる基準価格以上の価格によるべきことを勧告することができる。

(解散)

第四十七条 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に依じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十八条 農林大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第四条第二項、第二十八条第二項若しくは第三項、第三十五条第一項、第三十七条第一項又は第四十条第一項若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。
二 第三十三条第二項、第三十八条第一項又は第四十二条の規定による承認をしようとするとき。
三 第三十五条第二項又は第四十三条の規定により農林省令を定めようとするとき。
四 第四十一条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

(罰則)

第四十九条 第二十六条の規定に違反して、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十条 第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽を報告し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号の一に該当する場合には、

その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律により出資者に書類の送付をしなければならない場合において、その書類の送付をしなかつたとき。

三 第八条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払い戻したとき。

四 第八条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第十一条第一項の政令の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

六 第二十八条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行つたとき。

七 第四十一条の規定に違反して、業務上の余剰金を運用したとき。

八 第四十四条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

第五十二条 第十二条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、附則第十八条中繭糸価格安定法第十四条の二から第十四条の十四までを削る改正規定、同法第十八条第二号の改正規定及び同法第二十条から第二十二条までを削る改正規定(以下「日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定」といふ)並びに附則第十九条及び第二十三条から第三十二条までの規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、附則第十八条中日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定以外の改正規定及び附則第二十条から第二十二条までの規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政

令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 農林大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 農林大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、第五各号に掲げる者に対し、事業団に対する出資を募集しなければならない。

2 設立委員は、前項の規定による募集が終わつたときは、農林大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

3 設立委員は、前項の認可を受けたときは、出資の募集に応じた第五各号に掲げる者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

4 前項の規定により払込みを求められたときは、出資の募集に応じた第五各号に掲げる者は、その引き受けた出資金の全額を払い込まなければならない。

5 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

6 第四十八條の規定は、第二項の認可をしようとする場合に準用する。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第五項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条 事業団は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(日本蚕繭事業団の解散等)

第七条 日本蚕繭事業団は、事業団の成立の時に、おいて解散するものとし、その一切の権利及び

義務は、その時において事業団が承継する。

2 日本蚕繭事業団の解散の時までに政府から日本蚕繭事業団に対して出資された十億円は、事業団の設立に際して政府から事業団に対し出資されたものとする。

3 第一項の規定により日本蚕繭事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(日本輸出生糸保管株式会社の解散等)

第八条 日本輸出生糸保管株式会社は、この法律の公布の日から起算して二月以内(明治三十二年法律第四十八号)第三百四十三條(定款変更の決議方法)に規定する株主総会の決議を得て、事業団の設立に際し、事業団に対してその営業の全部を出資することができる。

2 商法第二百四十五條ノ二本文、第二百四十五條ノ三及び第二百四十五條ノ四(反対株主の株式買取請求)の規定は、前項の場合に準用する。

3 日本輸出生糸保管株式会社は、第一項の規定による出資をする場合には、あらかじめ、その旨を設立委員に申し出なければならない。

4 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、農林大臣の認可を申請しなければならない。

5 第一項に規定する決議があつたときは、政府及び第五各号に掲げる者以外の株主の所有する株式は、前項の認可があつた時に日本輸出生糸保管株式会社が買い取つて消却したものとみなす。

6 前項の場合における株式一株の買取価格は、日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額をその発行済株式の総数で除して得た額とする。

7 日本輸出生糸保管株式会社が第一項の規定による出資をする場合においては、日本輸出生糸保管株式会社の株主(政府及び第五各号に掲げる者に限る)は、その所有する株式の数に比例して、事業団の出資証券の引受人となる。

8 第四項の認可があつたときは、日本輸出生糸保管株式会社の一切の権利及び義務は、事業団

の成立の時において事業団に承継されるものとし、日本輸出生糸保管株式会社は、その時において解散するものとする。この場合において、他の法令中法人の解散及び清算については、適用しない。

9 日本輸出生糸保管株式会社が第一項の規定による出資をする場合においては、日本輸出生糸保管株式会社の株式を目的とする質権は、第七項の規定により日本輸出生糸保管株式会社の株主が受けるべき事業団の出資証券の上に存在する。

10 商法第二百九條第四項(質権者の株券の引渡請求)の規定は、前項の質権について準用する。

11 第八項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第九条 前条第一項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が出資する営業の価額及び同条第六項の日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額は、臨時に農林省に置く評価審査会が決定する。

2 前項の評価審査会は、委員五人をもって組織する。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の評価審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、農林省令で定める。

(事業団の名称についての経過規定)

第十条 この法律の施行の際現に日本蚕繭事業団という名称を使用している者については、第十二條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業団の助成事業についての経過規定)

第十一条 事業団の最初の事業年度の第二十八條第二項の規定による助成については、同項中「前事業年度における損益計算上の利益金から積み立てられた積立金」とあるのは、「日本蚕繭事業団の解散の日の属する事業年度の開始の日から当該解散の日の前日までの期間に係る損

益計算上の利益金として政令で定めるところにより算出される金額」とする。

(事業団の事業年度等についての経過規定)

第十二條 事業団の最初の事業年度は、第三十六條の規定にかかわらず、その成立の日(昭和四十二年五月三十一日)に終わるものとする。

第十三條 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第三十七條第一項中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

第十四條 事業団は、その成立の日における資本金の金額のうち第五各号に掲げる者の出資に係る部分の金額が十億円に満たないときは、昭和四十三年五月三十一日までに、資本金の金額のうち同号に掲げる者の出資に係る部分の金額が十億円以上となるようにその資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する場合においては、第五各号に掲げる者の出資に係る金額が十億円に達するまでは、事業団は、第四條第二項の認可を受けなくても、その資本金を増加することができる。ただし、第五各号に掲げる者の出資のみにより資本金を増加する場合に限る。

(繭糸価格の安定に關する臨時措置法の廃止)

第十五條 繭糸価格の安定に關する臨時措置法(昭和三十三年法律第六十七号)は、廃止する。

(日本蚕繭事業団法の廃止)

第十六條 日本蚕繭事業団法(昭和三十四年法律第四百四号)は、廃止する。

(日本蚕繭事業団法の廃止に伴う経過規定)

第十七條 前条の規定の施行前にした廃止前の日本蚕繭事業団法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(繭糸価格安定法の一部改正)

第十八條 繭糸価格安定法の一部を次のように改正する。

第九條の二第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項を同條第五項とし、同條第三項中「若しくは次條第一項」を削り、同項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に、「經濟事情」を「經濟事情並びに日本蚕糸事業団による輸出適格生糸の買入れの価格にその保管に要する費用の額を加えて得た額」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項中「日本輸出生糸保管株式會社を相手方として、当該會社が、農林大臣の定める条件に従い買入れて保管する輸出適格生糸」を「日本蚕糸事業団を相手方として、日本蚕糸事業団が、買入れて保管する輸出適格生糸」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 前項の政令で定める期間は、日本蚕糸事業団法（昭和 年法律第 号）第二十九條第二項の政令で定める期間を下らない期間とする。

第九條の三を削り、第九條の四第一項中、「第九條の二第一項」を削り、「第九條の二第三項」を「前條第四項」に改め、同條第二項中「費用の額を加えて得た額」の下に「又は日本蚕糸事業団法第三十四條第一項第一号に掲げる標準売渡価格のいづれか高い額」を加え、同條を第九條の三とし、第九條の五を第九條の四とする。

第十二條の三中、「第九條の二第一項若しくは第九條の三第一項」を「若しくは第九條の二第一項」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四條の二から第十四條の十四までを削る。  
第十八條第二号中「若しくは第十四條の十四第一項」を削り、「第十四條第二項」を「同條第二項」に改める。  
第二十条から第二十二條までを削る。  
（繭糸価格安定法の一部改正に伴う経過規定）  
第十九條 事業団は、第二十八條第一項から第三項までの規定により行なう業務のほか、日本輸出

出生糸保管株式會社關係改正規定の施行の日から前條中日本輸出生糸保管株式會社關係改正規定以外の改正規定の施行の日の前日までは、次に掲げる業務を行なうことができる。この場合において、改正前の繭糸価格安定法第九條の二及び第九條の三の規定の適用については、これらの規定中「日本輸出生糸保管株式會社」とあり、「当該會社」とあるのは、「日本蚕糸事業団」とする。

一 日本輸出生糸保管株式會社關係改正規定の施行の際現に日本輸出生糸保管株式會社が改正前の繭糸価格安定法第九條の二第一項又は第九條の三第一項の規定により締結している契約に基づいて、輸出適格生糸（改正前の同法第九條の二第一項の輸出適格生糸をいう。以下同じ）の買入れ及び保管を行ない、並びに当該契約に係る輸出適格生糸の売渡しを行なうこと。

二 改正前の繭糸価格安定法第九條の二第一項又は第九條の三第一項の規定により契約を締結し、これに基づいて輸出適格生糸の買入れ及び保管を行ない、並びに当該契約に係る輸出適格生糸の売渡しを行なうこと。  
三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

2 前項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第五十一條第六号中「第二十八條第一項から第三項まで」とあるのは、「第二十八條第一項から第三項まで及び附則第十九條第一項」とする。

第二十条 事業団は、第二十八條第一項から第三項までの規定により行なう業務のほか、附則第十八條中日本輸出生糸保管株式會社關係改正規定以外の改正規定の施行の後に於いて、日本輸出生糸保管株式會社關係改正規定の施行の際現に日本輸出生糸保管株式會社が改正前の繭糸価格安定法第九條の二第一項若しくは第九條の三第一項の規定により締結している契約又は附則第十八條中日本輸出生糸保管株式會社關係改正

規定以外の改正規定の施行の際現に事業団が改正前の同法第九條の二第一項若しくは第九條の三第一項の規定により締結している契約に基づいて、輸出適格生糸（附則第十八條中日本輸出生糸保管株式會社關係改正規定以外の改正規定の施行の際現に事業団が保管しているものに限る。）の保管及び売渡しの業務を行ない、並びにこれに附帯する業務を行なうことができる。

2 前項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第五十一條第六号中「第二十八條第一項から第三項まで」とあるのは、「第二十八條第一項から第三項まで及び附則第二十条第一項」とする。

第二十一条 改正前の繭糸価格安定法第九條の二第一項又は第九條の三第一項の規定による買入れにより政府が保有する生糸は、改正後の同法第九條の二第四項及び第九條の三第一項の規定の適用については、改正後の同法第九條の二第一項の規定による買入れにより政府が保有する生糸とみなす。

第二十二条 改正前の繭糸価格安定法第九條の二第一項又は第九條の三第一項の規定による政府の買入れの契約は、改正後の同法第十二條の三の規定の適用については、改正後の同法第九條の二第一項の規定による政府の買入れの契約とみなす。

第二十三条 日本輸出生糸保管株式會社關係改正規定の施行前にした当該改正規定による改正前の繭糸価格安定法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（糸価安定特別會計法の一部改正）  
第二十四条 糸価安定特別會計法（昭和二十六年法律第三百一十一号）の一部を次のように改正する。  
附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。  
（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）  
第二十五条 地方財政再建促進特別措置法（昭和

三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。  
第二十四条第二項中「八郎潟新農村建設事業団」の下に、「日本蚕糸事業団」を加える。

（登録税法の一部改正）  
第二十六条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。  
第十九條第七号中「日本蚕糸事業団」を「日本蚕糸事業団」に改める。

（印紙税法の一部改正）  
第二十七条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。  
第五條第六号ノ三ノ三を次のように改める。  
六ノ三ノ三 日本蚕糸事業団ノ発スル出資証券

（租税特別措置法の一部改正）  
第二十八条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。  
第八十四條中、「日本輸出生糸保管株式會社」を削る。

（所得税法の一部改正）  
第二十九条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。  
別表第一第一号の表中日本蚕糸事業団の項を次のように改める。

（法人税法の一部改正）  
第三十条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。  
別表第一第一号の表中日本蚕糸事業団の項を削り、別表第二第一号の表中日本小型自動車振興会の項の次に次のように加える。

（地方税法の一部改正）  
第三十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百

日本蚕糸事業団	日本蚕糸事業団法（昭和 年法律第 号）
日本蚕糸事業団	日本蚕糸事業団法（昭和 年法律第 号）

二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本蚕繭事業団」を削る。

第七十二条の五第一項第七号中「糖価安定事業団」の下に「日本蚕糸事業団」を加える。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第三十二条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「日本蚕繭事業団」を「日本蚕糸事業団」に改める。

(農林省設置法の一部改正)

第三十三条 農林省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四号の三の次に次の一号を加える。

四の四 日本蚕糸事業団の指導監督に関すること。

昭和四十一年一月八日印刷

昭和四十一年一月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局